## 株主各位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号



## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成26年5月20日(火曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1**. **日 時** 平成26年 5 月21日 (水曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 芝萬ビル3階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい)

3. 目的事項

**報告事項** 第24期(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 社外取締役1名選任の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.mac-house.co.jp)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

## 事 業 報 告

(自 平成25年3月1日) 至 平成26年2月28日)

### 1. 当社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、いわゆる「アベノミクス」に伴う円安・株高を背景に、輸出企業を中心とした収益改善や消費マインドの改善が進むなど、緩やかながらも回復基調で推移しました。一方で個人所得の増加や株高などの資産効果による消費改善は一部にとどまっており、中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、外資小売企業や国内大手小売の出店拡大により市場競争はますます激化しております。また衣料品小売全般において、円安による仕入コストの上昇や天候不順による季節商品の販売不振が響き、多くの企業で非常に厳しい状況を余儀なくされました。

かかる状況下におきまして、当社は以下のような施策を実施いたしております。

## ① 商品施策

商品面におきましては、春夏は吸汗速乾、抗菌防臭などの夏機能素材「SA・RA・RI Cool」を使用した商品、秋冬は蓄熱機能素材「MAC HEAT」を使用した商品を展開して、顧客の生活実需に応える品揃えを拡大いたしました。また伸縮性に優れた新感覚デニム「RUN DENIM」を発売し好評を得たほか、保温保湿効果に優れたスキニーパンツ「魔法の美脚」、軽量で暖かい「ライトキルトジャケット」など機能性に優れた話題性のある商品を開発し、重点販売商品といたしました。さらに鮮度アップによる売上増進を図るべく、過年度の持ち越し在庫を積極的に処分いたしました。

なお、当事業年度におけるPB及びNPB(ナショナルプライベートブランド)のシェアは前期と比較して約8ポイント増の約51%となりましたが、在庫処分等が響き売上総利益率は前期を下回りました。

### ② 販売施策

販売促進活動におきましては、売上不振の対策としてチラシ回数の増加、割引施策の拡充、子供服を中心としたチラシ目玉商品の強化などを実施いたしました。また割引施策を効果的に訴求するPOPやのぼりなども拡充し、店頭に賑わいを持たせるべく工夫を凝らしました。マスプロモーションでは、下期に東日本エリアで割引型の新聞広告を実施したほか、上期と下期に重点販売商品のTVCMをそれぞれ一回実施いたしました。女性をターゲットとした着こなし提案で好評なフリーマガジン「nana STYLE」を引き続き発行しました。さらに店頭での継続的な努力によりモバイル会員は期末で140万人に達しております。

### ③ 出退店施策

出退店につきましては、SC (ショッピングセンター) に31店舗を新規出店する一方、25店舗を退店いたしました。この結果、当事業年度末店舗数は482店舗(前期比6店舗増加) となっております。また業態変更を含む改装を19店舗実施いたしております。

これらの結果、当事業年度の売上高は36,749百万円(前期比4.9%減)、売上総利益率は前期比1.5ポイント減の46.5%、営業利益は1,140百万円(前期比58.0%減)、経常利益は1,251百万円(前期比56.9%減)、当期純利益は549百万円(前期比77.8%減)となりました。

— 3 —

### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

大分県大分市のマックハウス アクロスプラザ森町店をはじめ31店舗を新設し、 その他、店舗の改装等を行い総額856百万円の設備投資を行いました。

### (4) 財産及び損益の状況

区			分	第 21 期 平成23年2月期	第 22 期 平成24年2月期	第 23 期 平成25年2月期	第 24 期 (当事業年度) 平成26年2月期
売	_	Ŀ	高	42,411百万円	40,449百万円	38,658百万円	36,749百万円
経常	利益又は	経常損失	失(△)	△466百万円	2,112百万円	2,902百万円	1,251百万円
当期約	純利益又は	当期純損	失(△)	△2,102百万円	1,895百万円	2,470百万円	549百万円
1株当	たり当期純利	益又は当期網	植失(△)	△134.85円	121. 55円	160.90円	35.84円
純	資	産	額	12,439百万円	14,178百万円	16, 192百万円	15,981百万円
1 核	ま当た!	り純資	産額	797. 69円	909. 25円	1,056.31円	1,041.33円
総	資	産	額	27,501百万円	28,534百万円	29,849百万円	28,015百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
  - 2. 第22期は、既存店舗がほぼ前期並を確保したものの退店が出店を大きく上回ったため、売上高は前期比4.6%の減収となりました。また、売上総利益率が前期比2.7ポイントアップしたことに加え人件費を中心とした諸経費の削減もあいまって、劇的に収益改善し大幅黒字化を達成しました。

第23期は、既存店舗がほぼ前期並を確保したものの退店による店舗数減少により、売上高は前期比4.4%の減収となりました。また、売上総利益率が前期比1.8ポイントアップしたことに加え販売費及び一般管理費の戦略的コントロールに注力した結果、増収増益となりました。

第24期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

### (5) 商品別売上高の状況

商	П	別	前事業年度 (自 平成24年3月1日) 至 平成25年2月28日)	当事業年度 (自 平成25年3月1日) 至 平成26年2月28日)	前期比
メン	/ ズアウ	ター	2,274百万円	2,171百万円	95.5%
メン	ズイン	ナー	9,533百万円	9,062百万円	95.1%
メン	· ズボト	ムス	7,471百万円	7,079百万円	94.7%
レ	ディー	- ス	10,521百万円	9,998百万円	95.0%
そ	0	他	8,856百万円	8,437百万円	95.3%
合	•	計	38,658百万円	36,749百万円	95.1%

(注) 「その他」は小物、子供服等であります。

### (6) 対処すべき課題

景気は依然として不透明な状況が続いており、競合他社の大規模な出店攻勢など、厳しい経営環境下において、成長に向けたビジネスモデル確立のため、以下の課題に取り組んでまいります。

## ①ライフスタイルショップへの変革

従来のジーンズカジュアルショップから、アパレルとライフスタイル雑貨を融合したライフスタイル提案型ショップへ変革いたします。これにより、既存のお客様に加え新たなお客様の開拓を図ってまいります。

## ②魅力的な商品開発

PB商品を中心に機能性に優れたこだわりのある重点販売商品を打ち出してまいります。主力商品を集中的に販売することで売上の拡大を図ってまいります。

## ③利便性の高い品揃え

使用頻度の高い実需型商品を拡充することにより、御来店頻度及び、お買上点数の向上を図ってまいります。

## ④お客様満足度の高いサービス

ジーンズアドバイザー制度による接客レベル向上を継続し、お客様満足度の高いサービスを提供してまいります。

## (7) 主要な事業内容(平成26年2月28日現在)

当社は衣料品の小売を主たる目的としたチェーンストアとして全国的に店舗を 展開しております。

## (8) 主要な事業所及び店舗 (平成26年2月28日現在)

① 本 社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル

② 店 舗

地		区	都	道府県	名	店 舗 数	地	区	都	道府県	名	店 舗 数
北	海	道	北	海	道	32	近	畿	Ξ	重	県	7
東		北	青	森	県	10			滋	賀	県	5
			岩	手	県	8			京	都	府	10
			宮	城	県	10			大	阪	府	19
			秋	田	県	7			兵	庫	県	18
			Щ	形	県	10			奈	良	県	6
			福	島	県	13			和	歌山	県	3
関		東	茨	城	県	21	中	国	鳥	取	県	2
			栃	木	県	11			島	根	県	5
			群	馬	県	9			岡	山	県	3
			埼	玉	県	30			広	島	県	18
			千	葉	県	18			Щ	П	県	13
			東	京	都	20	四	国	徳	島	県	4
			神	奈 川	県	15			香	Ш	県	3
中		部	新	潟	県	8			愛	媛	県	9
			富	山	県	3			高	知	県	3
			石	Ш	県	1	九	州	福	岡	県	11
			Щ	梨	県	5			佐	賀	県	6
			長	野	県	8			長	崎	県	10
			岐	阜	県	6			熊	本	県	10
			静	岡	県	11			大	分	県	10
			愛	知	県	27			宮	崎	県	7
									鹿	児 島	県	6
									沖	縄	県	11
							合	ř		計		482

## (9) 使用人の状況 (平成26年2月28日現在)

人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢
	367名	21名減		41	歳2	ヶ月

(注)人数には契約社員、当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、契約社員の最近1年間の平均人数は96名、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は1,408名(1人1日8時間換算)であります。

### (10) 主要な借入先 (平成26年2月28日現在)

該当事項はありません。

## (11) 親会社の状況

名	称	資	本	金	親会社が有する当社株式 (出資)比率)	主要な事業内容
株式	会社チョダ		6,893	5万円	61. 2%	靴を主とする小売

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 当社の株式に関する事項(平成26年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 31,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,597,638株

(3) 株主数 3,095名

## (4) 大株主

株 主 名	持株数	持 株 比 率
株式会社チョダ	9, 389, 880株	61.2%
Japan-Up・ベータ投資事業有限責任組合	1,042,500株	6.8%
マックハウス共栄会	836,840株	5.5%
豊島株式会社名古屋本社	572,000株	3.7%
いちごトラスト	271,700株	1.8%
株式会社三井住友銀行	173,300株	1.1%
ゴールドマンサックスインターナショナル	126, 499株	0.8%
マックハウス従業員持株会	118, 198株	0.8%
美 濃 屋 株 式 会 社	113,902株	0.7%
株式会社ビィオゥビィ・ウィン	97, 100株	0.6%

<sup>(</sup>注) 1. 当社は自己株式を260,061株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

<sup>2.</sup> 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 当社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成26年2月28日現在)

				1 1 / / 1 / 7	. ,
		第1回新株予約	権	第2回新株予約権	
発行決議日		平成24年7月6	日	平成25年7月10日	
新株予約権の数			37個		123個
新株予約権の目的。 株式の種類と数	となる	普通株式 3 (新株予約権1個につき	, 700株 100株)	普通株式 1 (新株予約権1個につき	
新株予約権の払込金	金額		1円		1円
新株予約権の行使に て出資される財産の		新株予約権1個当たり (1株当たり1F		新株予約権1個当たり (1株当たり1	
権利行使期間		平成24年8月1日 平成54年7月31日		平成25年8月1日 平成55年7月31日	
行使の条件		注		注	
役員の保有状況	取締役	│新株予約権の数 │目的となる株式数3, │保有者数	37個 , 700株 2人	新株予約権の数 目的となる株式数1 保有者数	123個 2, 300株 4人

#### (注) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に 限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 2. 新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をい う。)の役職員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当 社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。
- 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- 4. 新株予約権者が(i)重大な法令に違反した場合、(ii)当社の定款に違反した場合又は(iii) 取締役を解任された場合には行使できないものとする。
- 5. 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できない ものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できな いものとする)。
- 6. 新株予約権者が死亡した場合、上記1. に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続 人が新株予約権を行使できるものとする。
- 7. その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役(平成26年2月28日現在)

会社	上にお	ける	5 地	位	氏			名	担当又は重要な兼職の状況
取 (代		-	社 新 役	長 )	白	土		孝	
取	締 役	相	談	役	舟	橋	政	男	株式会社チョダ代表取締役会長
取	糸	帝		役	風	見	好	男	営業本部長兼店舗開発部長
取	糸	帝		役	杉	浦	功四	回郎	管理本部長
取	糸	帝		役	北	原	久	巳	商品本部長
常	勤	左	查	役	鈴	木	清	彦	
監	3	Ė		役	野	П		功	
監	3	Ė		役	三	浦	新	_	公認会計士
監	1	Ė		役	山	本		潔	弁護士

- (注) 1. 監査役野口功、三浦新一及び山本潔の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 2. 監査役三浦新一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有するものであります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して、三浦新一 氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
  - 3. 取締役社長白土孝氏は、親会社である株式会社チョダの取締役(非常勤)を兼務しております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

①就任

平成25年5月22日開催の第23回定時株主総会において、白土孝、北原久巳の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、総会後の取締役会決議を経て、取締役社長(代表取締役)に白土孝氏が選定され就任いたしました。

②退任:

平成25年5月22日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役社長 (代表取締役) 舟橋浩司、取締役会長栗原勝利の各氏は退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名 新 旧 異動年月日 北原久巳 取締役商品本部長 取締役商品部長 平成25年9月1日

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	人	数	報酬等の額
取	締	役		7名	62百万円
監	查	役		4名	15百万円
(うち	社外監查	至役)		(3)	(6)
	計			11名	78百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 平成18年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、平成24年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
  - 3. 人数及び報酬等の額には、当事業年度に係るストック・オプションによる報酬額8百万円 (取締役4名に対し8百万円)及び当事業年度に退任した取締役(2名)の報酬額が含まれております。
  - 4. 平成24年5月23日開催の第22回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、退任時に打ち切り支給を行うこととなりました。また、当事業年度に退任した取締役2名に対し役員退職慰労金120百万円の打ち切り支給を行いました。当該打ち切り支給額は、上記報酬等の額に含まれておりません。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度開催の取締役会9回の出席状況については、監査役野口功氏は8回出席、監査役三浦新一氏及び山本潔氏は全回出席となっております。
  - また、当事業年度開催の監査役会11回の出席状況については、監査役野口功氏は10回出席、監査役三浦新一氏及び山本潔氏は全回出席となっております。
- ② 取締役会及び監査役会における発言状況については、監査役野口功氏は主に 業務監査等の観点から、監査役三浦新一氏は主に公認会計士としての専門的見 地から、監査役山本潔氏は主に弁護士としての専門的見地から、それぞれ必要 な発言を適宜行っております。

### 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 優成監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれら の合計額を記載しております。

## (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (4) 解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは 不再任の決定を行います。

### 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置 し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的 に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取締役会に報告を行い、 全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその 有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアル やガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

## (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

## (4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に 発見し是正することを目的とし、管理本部長及び第三者機関を情報の受領者と するメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構 築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び 実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査 方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある 反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要 求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

# (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の親会社が制定する「チョダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- ② 定例取締役会に当社相談役(親会社会長)が必ず出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

## (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

## (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、当該取締役からの独立性を確保するものとする。

## (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に 関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する 恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべ きものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

## (9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、 調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監 査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会を事業年度に10回以上開催し、重要事項について協議するほか、年 1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の会計監 査人との四半期レビュー報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協 議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

## (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 対

(平成26年2月28日現在)

(単位:百万円) 箵 産 0 部 臽 倩 0 部 額 科 余 額 流動資産 20.277 流動負債 9.391 1,548 現金及び預 12, 246 支 払 丰 形 売 掛 **金** 413 掛 金 4,575 品 商 6.916 ファクタリング債務 1,606 前 払 費 用 346 払 金 497 繰延税金資 産 129 未 払 法 人 税 83 225 払 費 用  $\mathcal{O}$ 未 727 n 固定資産 7.737 預 金 13 引 有形固定資産 1.559 當 与 金 98 建 1,226 リース資産減損勘定 143 構 物 47 店舗閉鎖損失引当 金 10 具 品 83 リース 倩 2 IJ 産 6 産 除 去 債 22 ス そ + 地 D 仙 60 194 設 仮 定 1 固定負債 2.642 無形固定資産 195 退職給付引 1,438 転貸損失引当 俈 地 106 金 232 ソフトウエア 89 長 期 未 払 85 投資その他の資産 5.983 長期リース債 5 長期前払費用 204 長期預り保証 185 長期リース資産減損勘定 敷金及び保証金 4,980 107 長期未収入金 36 資 産 除 去 倩 穃 587 12.033 繰延税金資 産 762 そ 佃 36 沓 0 純 ഗ 貸 倒 引 金  $\triangle 36$ 株主資本 15.974 資本金 1.617 資本剰余金 5.299 5, 299 資本 進 金 利益剰余金 9.209 利 益 179 進 その他利益剰余金 9,030 固定資産圧縮積立金 28 別 途 積 立 金 2,500 繰越利益剰余金 6,501  $\triangle 152$ 白己株式 評価・換算差額等  $\Delta 2$ 繰延ヘッジ指益  $\Delta 2$ 新株予約権 9 計 15. 981 純 資 産 合

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

28.015 負債及び純資産合計

28, 015

## 損益計算書

(自 平成25年3月1日) 至 平成26年2月28日)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売上高			36, 749
売上原価			19, 643
売上総利益			17, 105
販売費及び一般管理費			15, 965
営業利益			1, 140
営業外収益			
受取利息及び配当金		19	
受取家賃		359	
その他		94	473
営業外費用			
支払利息		2	
店舗賃貸費用		335	
その他		24	362
経常利益			1, 251
特別利益			
受取違約金		8	
固定資産売却益		4	13
特別損失			
固定資産除却損		24	
固定資産売却損		2	
減損損失		100	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	į	10	138
税引前当期純利益			1, 126
法人税、住民税及び事業税		407	
法人税等調整額		168	576
当期純利益	# b I z to IA 1 1		549

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年3月1日) 至 平成26年2月28日)

(単位·百万円)

				(芋匹・日刀口)
		株主	資 本	
	VArt I. A		資本剰余金	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年3月1日残高	1,617	5, 299	_	5, 299
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	_	_	_	_
自己株式の取得	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	$\triangle 2$	$\triangle 2$
その他資本剰余金の負の残高の振替	_	_	2	2
固定資産圧縮積立金の取崩	_	_	_	_
当期純利益	_	_	_	_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_	_	_	_
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_
平成26年2月28日残高	1, 617	5, 299	_	5, 299
				(単位:百万円)

株 主 箵 本 利益剰余金 その他利益剰余金 利益剰余金合計 利益準備金 繰越利益 固定資産 別涂積立金 圧縮積立金 剰余金 平成25年3月1日残高 179 29 2,500 6,719 9,428 事業年度中の変動額 剰余金の配当  $\triangle 766$  $\triangle 766$ 自己株式の取得 自己株式の処分 その他資本剰余金の負の残高の振替  $\triangle 2$  $\triangle 2$ 固定資産圧縮積立金の取崩  $\triangle 0$ 0 当期純利益 549 549 \_ \_ \_ 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) 事業年度中の変動額合計  $\triangle 218$  $\triangle 0$  $\triangle 218$ 平成26年2月28日残高 179 28 2,500 6,501 9,209

(単位:百万円)

						<u> </u>
	株 主	資 本	評価・換	評価・換算差額等		
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成25年3月1日残高	△163	16, 182	_	_	9	16, 192
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	_	△766	-	-	_	△766
自己株式の取得	△0	△0	-	-	_	△0
自己株式の処分	10	8	-	-	_	8
その他資本剰余金の負の残高の振替	_	_	-	-	_	-
固定資産圧縮積立金の取崩	_	_	-	-	_	-
当期純利益	_	549	-	-	_	549
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_	_	$\triangle 2$	$\triangle 2$	△0	$\triangle 2$
事業年度中の変動額合計	10	△208	$\triangle 2$	$\triangle 2$	△0	△211
平成26年2月28日残高	△152	15, 974	$\triangle 2$	$\triangle 2$	9	15, 981

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引…… 時価法

商 品…… 月別総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降、新 (リース資産を除く) 規に取得した建物(建物附属設備を除く)及び事業用定期借 地権付建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5~34年、構築物10~20年、器具備品5~8年、

車両運搬具6年

無形固定資産……自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用(リース資産を除く) 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用……均等償却しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース 取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込

額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務見込額に基づき計上しております。

でお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の

平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

転貸損失引当金……店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上して おります。

### (4) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予約取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行って おり、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) 有効性の評価方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しておりま す。

## (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

### 2. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更

### 貸借対照表

前事業年度において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「出店仮勘定」(当事業年度33百万円)については、金額が僅少のため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権3百万円長期金銭債権18百万円短期金銭債務0百万円(2) 有形固定資産の減価償却累計額4,345百万円

5. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高 営業取引による取引高

営業費用 41百万円

- 6. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	15, 597, 638	_	_	15, 597, 638
自己株式				
普通株式(株)	277, 541	120	17, 600	260, 061

## (2) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月22日 定時株主総会	普通株式	459	30.00	平成25年 2月28日	平成25年 5月23日
平成25年10月10日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成25年 8月31日	平成25年 11月 5 日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	町业の百次	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月21日 定時株主総会	普通株式	306	利益剰余金	20.00	平成26年 2月28日	平成26年 5月22日

(3) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

16,000株

## 7. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

÷ p == /= /p	*
商品評価損	61百万円
賞与引当金	37百万円
店舗閉鎖損失引当金	4百万円
その他	27百万円
繰延税金資産(流動)合計	130百万円
繰延税金資産 (固定)	
退職給付引当金	514百万円
転貸損失引当金	83百万円
減価償却超過額	264百万円
リース資産減損勘定	94百万円
資産除去債務	209百万円
その他	124百万円
繰延税金資産(固定)合計	1,292百万円
繰延税金資産小計	1,422百万円
評価性引当額	△460百万円
繰延税金資産合計	961百万円
繰延税金負債(流動)	
未収事業税	△1百万円
繰延税金負債(流動)合計	△1百万円
繰延税金負債(固定)	
固定資産圧縮積立金	△16百万円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△34百万円
その他	△18百万円
繰延税金負債(固定)合計	△68百万円
繰延税金負債合計	△69百万円
繰延税金資産の純額	891百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主要な項目別内訳

法定実効税率 38.01% (調整)
 交際費等永久に損金に加算されない項目 0.13% 住民税均等割額 15.28% 評価性引当額の減少 △2.36% その他 0.15% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.21%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成26年3月1日から平成27年2月28日まで 38.01% 平成27年3月1日以降 35.64% この税率変更による影響は軽微であります。

- 8. リースにより使用する固定資産に関する注記
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
  - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額		減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
建物	1, 853	760	997	95
器 具 備 品	8	2	4	1
ソフトウエア	8	3	2	2
合計	1,871	767	1,005	99

(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

	377百万円
1年超	174百万円
1年内	202百万円

リース資産減損勘定の残高

250百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相 当額及び減損損失

支払リース料	328百万円
リース資産減損勘定の取崩額	222百万円
減価償却費相当額	75百万円
支払利息相当額	13百万円
減損損失	2百万円

- 9. 金融商品に関する注記
  - (1) 金融商品の状況に関する事項
    - ① 金融商品に対する取組方針 当社は、資産運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。
    - ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、ファクタリング債務はそのほとんどが 5 ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対する ヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
  - 1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引範囲内でデリバティブ取引 (為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12, 246	12, 246	_
(2) 売掛金	413	413	_
(3) 敷金及び保証金	4, 980	4, 939	△40
資産計	17, 640	17, 599	△40
(1) 支払手形	1, 548	1, 548	_
(2) 買掛金	4, 575	4, 575	_
(3) ファクタリング債務	1,606	1,606	_
(4) リース債務※1	7	7	△0
(5) 未払費用	727	727	_
(6) 未払法人税等	83	83	_
(7) 長期預り保証金	185	168	△17
(8) 長期未払金	85	84	△0
負債計	8, 821	8, 802	△18
デリバティブ取引※2	(4)	(4)	_

- ※1 リース債務(流動負債)、長期リース債務(固定負債)の合計額であります。
- ※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する 事項

## 資産

## (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (1) 支払手形 (2) 買掛金 (3) ファクタリング債務 (5) 未払費用
- (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期未払金

長期未払金の内、役員退職慰労金の打ち切り支給に伴う未払分については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

割賦未払金については、同様の新規割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されている取引

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等の うち1年超	時価
為替予約の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	258	_	△4

※時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 該当事項はありません。
- 10. 賃貸等不動産に関する注記 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 11. 持分法損益等に関する注記 該当事項ありません。

- 12. 関連当事者との取引に関する注記
  - (1) 当社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 親会社及び法人主要株主等との取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。
  - (2) 当社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
  - (3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等との 取引については、金額的重要性がないため、記載を省略しております。
  - (4) 当社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等 該当事項はありません。
- 13. 1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額

1,041円33銭

(2) 1株当たり当期純利益

35円84銭

14. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

### 15. その他の注記

- (1) 退職給付会計
  - ① 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。
  - ② 退職給付債務に関する事項(平成26年2月28日現在)

退職給付債務 △1,430百万円 未認識数理計算上の差異 △7百万円 退職給付引当金 △1.438百万円

③ 退職給付費用に関する事項(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

勤務費用 88百万円 利息費用 20百万円

数理計算上の差異の費用処理額 0百万円

退職給付費用 109百万円

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

割引率 1.5%

数理計算上の差異の処理年数 発生年度の翌事業年度から5年間

## (2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物、構築物、器具備品、長期前払費用、リース資産	東京都他	100百万円

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、100百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

種類	金額	種類	金額
建物	86百万円	リース資産	2百万円
構築物	5		
器具備品	3		
長期前払費用	2		
		合計	100百万円

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。正味売却価額は、実質的な処分価値を踏まえ、零としております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年4月10日

株式会社 マックハウス 取締役会 御 中

## 優成監査法人

 指 定 社 員業務執行社員
 公認会計士 加 藤 善 孝 印

 指 定 社 員業務執行社員指定 社 員
 公認会計士 本 間 洋 一 印

 指 定 社 員業務執行社員業務執行社員
 公認会計士 中 田 啓 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マックハウスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
    - また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年4月14日

## 株式会社マックハウス監査役会

常勤監査役	鈴	木	清	彦	ED
社外監査役	野	П		功	(EII)
社外監査役	三	浦	新	_	E
社外監査役	Щ	本		潔	(EII)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、店舗の新設・改装等の設備投資資金等、事業拡大のために必要な内部 留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位 置付け、利益配分につきましては、経営環境や業績動向等を総合的に勘案し、安 定的にかつ業績に対応した配当を実施してまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記で述べた考えを基に、1株当たり 20円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき20円 この場合の配当総額は、306,751,540円となります。 なお、昨年11月に中間配当として1株につき20円をお支払いいたしておりますので、期を通じましては1株につき40円の配当となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年5月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案理由

- ①事業領域の拡大を図るため、現行定款第2条につきまして事業目的の追加を するものであります。
- ②社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第27条(社外取締役との責任限定契約)及び定款第34条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、定款第27条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的)	第2条 (目的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 衣料品の製造並びに輸入及び販売	1. 衣料品の製造並びに輸入及び販売
2. 洋品雑貨並びにアクセサリーの輸入及び販売	2. 洋品雑貨並びにアクセサリーの製造並びに輸
	 入及び販売
3. 靴, 鞄, バッグ等の製造並びに輸入及び販売	3. 靴, 鞄, バッグ等の製造並びに輸入及び販売
4. 皮製品の加工及び販売	4. 皮革製品の製造加工、輸入及び販売
5. スポーツ用品の輸入, 卸売及び小売	5. スポーツ用品の製造並びに輸入, 卸売及び販売
6. 玩具類, 日用雑貨品, 家庭用電気製品の輸	6. 玩具類,日用雑貨品,家庭用電気製品の輸
入、卸売及び <u>小売</u>	入、卸売及び <u>販売</u>
7. 食料品の卸売及び小売	7. 食料品の <u>輸入,</u> 卸売及び <u>販売</u>
(新設)	8. 和洋家具調度品、室内装飾品、寝具類の製造
	並びに輸入及び販売
(新設)	9. 台所用品, 食器類の製造並びに輸入及び販売
(新設)	10. 書籍, 文房具, 自転車, 原動機付自転車, 楽
	器等の輸入及び販売
(新設)	11. 化粧品, 医薬部外品, 医薬品, せっけん等の
	輸入及び販売
(新設)	12. コンピューターソフトウェアの製造、販売、
	賃貸及び輸出入
8. 不動産の賃貸業務	<u>13.</u> 不動産の <u>仲介及び</u> 賃貸業務

現行定款	変 更 案
9. 倉庫業	14. 飲食店業, 出版業, 倉庫業, 衣料用繊維製品
	及び寝具等の検品業務,一般旅行業,国内旅
	行業及び旅行業代理店業
10. 古物営業法による古物商	15. 古物営業法による古物商
(新設)	16. インターネットを利用した通信販売及び情報
(新設)	提供サービス
(村政)	17. デザイン及びキャラクターの企画,制作,販 売,賃貸及びそれらに関するコンサルティン
	<u></u>
(新設)	18. フランチャイズチェーン店の経営
(新設)	19. 建物・ビル等の保守,管理,点検,警備,清
( dept = 11.)	掃及びそれらの請負
(新設)	20. 介護及び介護関連サービス事業
(新設)	<u>21. 経営コンサルタント業及び前各号に掲げる事</u> 業に関するフランチャイズシステムによるコ
	ンサルタント事業
11. 前各号に掲げたものの付帯事業	22. 前各号に掲げたものの付帯事業
11. 附近 7亿 6000 11	<u>22.</u> m 1 7 (c) (d) 7 (c) (d) 7 (d) 1 m 3 x
第4章 取締役,取締役会及び代表取締役	第4章 取締役,取締役会及び代表取締役
第19条	第19条
~ (条文省略)	~ (現行どおり)
第26条	第26条
(新設)	第27条 (社外取締役との責任限定契約)
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により
	社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償
	責任を限定する契約を締結することができる。但
	し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が 定める額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第 <u>27</u> 条 ~ (条文省略)	第 <u>28</u> 条   ~ (現行どおり)
~ (余义自略) 第32条	- (現代とおり)   第33条
<u> </u>	第3 <u>3</u> 末   第34条 (社外監査役との責任限定契約)
(村(双)	<u>第34条 (任外監査伎どの貢任限定契約)</u>   当会社は、会社法第427条第1項の規定により
	当去性は、云性伝第427末第1項の規定により   社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償
	責任を限定する契約を締結することができる。但
	し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が
	定める額とする。
第33条	第35条
~ (条文省略)	(現行どおり)
第 <u>40</u> 条	第 <u>42</u> 条
·· <del>-</del> ·	— .

### 第3号議案 社外取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名の 選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者は次のとおりであります。

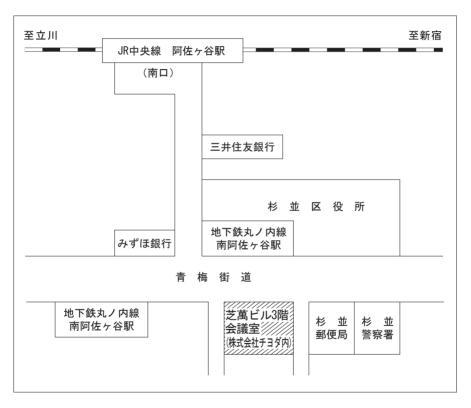
氏 名 (生年月日)		所有する当社 の株式の数
(いしづか あい) 石塚 愛 (昭和49年6月24日生)	平成16年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 平成20年6月 いちごアセットマネジメント株式会社パートナー 平成24年1月 同社執行役員 パートナー 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 石塚愛氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は石塚愛氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出る予定であります。
  - 3. 社外取締役候補者の選任理由 石塚愛氏は、資本市場の専門家としてコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上に精通 しており、当社の論理に捉われず客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適 任であるため、当社の社外取締役に相応しいと判断して社外取締役候補者といたしました。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 芝萬ビル3階 会議室 交通機関 JR中央線 阿佐ヶ谷駅南口より徒歩約10分 地下鉄丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅より徒歩約1分



◎お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。